平成２９年（フ）第７０号
金沢市並木町２番７号　パストラルハイム橋場503号
債務者　宮崎　智也
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１３号
金沢市中村町14番11号　クローバーマンション303号、従前の住所金沢市諸江町上丁８番地１（従前々の住所）富山県高岡市米島544番地１
債務者　山崎　貴人
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５号
石川県能美市粟生町リ121番地１
債務者　中野　　久
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第５０号
福井市坪谷町第43号12番地
債務者　近藤　正人
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３２号
福井県敦賀市砂流50号14番地の61（ひばりケ丘町）
債務者　森田　**茂**樹
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第３６号
長野県上田市芳田372番地
債務者　岡本知榮子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第８２号
長野県松本市元町３丁目１番24号
債務者　大澤　美希（旧姓八重樫・及川）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１０５号
長野県安曇野市穂高有明7319番地11
債務者　重野　昭美
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第８０号
静岡県富士宮市山宮1081番地
債務者　久保田貴洋
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２７１号
愛知県西尾市戸ケ崎２丁目９－５　タウン戸ケ崎102号（従前の住所）愛知県知多市大興寺字長根68番地の１　レオパレス長根107、住民票上の住所東京都新宿区下落合２丁目16番14号
債務者　武者　礼奈
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５０号
愛知県春日井市八田町２丁目44番地14　ライツビジョンＩＮＮ205号
債務者　大井　一彦
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２７号
名古屋市東区前浪町１番２－405号（市営前浪荘）
債務者　関　　由美（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６１号
愛知県清須市西枇杷島町替地25番地６　ラドーニ西枇杷島大空の館713
債務者　飯星　直美
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７５号
愛知県小牧市新町１丁目146番地
債務者　渡**邊**　　学
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７８号
愛知県知多郡武豊町字若宮126番地　若宮荘５号
債務者　天田　武夫
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１１号
三重県津市中河原134番地　大井アパート208号、前住所三重県津市北丸之内48番地　にじの家
債務者　平谷　　功
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
津地方裁判所破産係